

神戸市歴史公文書館条例施行規則（案）の概要

神戸市歴史公文書館条例施行規則に規定しようとする事項は、次のとおりです。

1 歴史公文書館の開館時間・休館日

神戸市歴史公文書館（「歴史公文書館」）の開館時間、休館日は、以下のとおりとします。

(1) 開館時間

- ・ 開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ・ ただし、歴史公文書館の管理運営上特に必要があると認められるときは、上記の開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ・ その他、特に必要があると認められる日
- ・ ただし、歴史公文書館の管理運営上特に必要があると認められるときは、上記の日に開館することができる。

2 歴史公文書館の運営に関する事項

歴史公文書館の運営に当たり、行為の禁止、損傷等の届出に関する事項は、以下のとおりとします。

(1) 行為の禁止（神戸市歴史公文書館条例第8条で規定する規則で定める館内での禁止行為）

- ・ 火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為
- ・ 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- ・ 施設・その附属設備（「施設等」）又は歴史公文書館に所蔵する特定歴史公文書等その他の資料（「所蔵資料」）を汚損し、損傷し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- ・ 許可を受けないで所蔵資料・歴史公文書館の備品等を館外に持ち出すこと。
- ・ 許可を受けないで写真・動画の撮影をすること。
- ・ 許可を受けないで広告類を掲出し、又は配布すること。
- ・ 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- ・ 喫煙し、又は所定の場所以外において飲食すること。
- ・ 許可を受けないで寄附金品を募集し、物品を販売・陳列し、又は飲食物を販売・提供すること。
- ・ その他、不適當であると認められる行為

(2) 損傷等の届出

- ・ 施設等・所蔵資料の利用者は、その使用に際し、その施設等・所蔵資料を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

3 施行予定日

令和8年6月1日から施行します。

(※神戸市歴史公文書館条例の施行日と同日とします。)